

福岡市立西部地域小学校空調整備PFI事業 入札説明書等に関する質問及び意見に対する回答

No	資料名	頁	項目	内容	回答
1	入札説明書	P2	Ⅱ-4-(1) -ウ	各対象校の一般平面図及び配置図(CADデータ)は市が提供するとありますが、配布時期を明示お願いいたします。また、落札者の選定から設計・施工業務の完了期限まで時間がないことから、仮契約の締結時期としていただくことは可能でしょうか。	落札者決定後に落札者に対して提供する予定です。
2	入札説明書	P5	Ⅲ-2-(2)	「空調設備の設計業務」、「空調設備の施工業務」、「空調設備の移設等業務」、「空調設備の工事監理業務」、「空調設備の維持管理業務」以外の業務(例えばSPCの管理業務等)を受託する予定の企業については、2-(2)で求められている参加資格要件は必要ではないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	入札説明書 添付資料(西部)4	P28	2-(1)	「～、一括支払分として、設計・施工等のサービス対価の5分の4を～」とありますが、国庫交付金の交付金額の如何に関わらず、支払条件については変更されないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	要求水準書	P6	I-10	事業契約締結から整備完了までのスケジュールが非常にタイトです。その期間に行います融資に係る契約等の締結については貴市のご協力をいただけるとの理解で宜しいでしょうか。	事業推進にあたり協力が妥当と判断される範囲においては、ご理解のとおりです。
5	要求水準書	P19	Ⅲ-3-(2)	現場作業日・作業時間に関する記載がありますか、市及び学校と協議の上、教育環境や安全を考慮すれば、事前の準備工事などを実施しても良いという理解でよろしいでしょうか。	原則的には要求水準で明記する範囲での施工をお願いします。やむを得ず原則によりがたい場合は協議の上判断します。
6	基本協定書(案)	P2	第6条	第6条は代表企業及び構成企業の責任について定められていますが、協力企業に対する定めはありません。一方、第7条においては協力企業まで連帯責任が求められております。第6条の定めに合わせて、本協定は貴市、代表企業及び構成企業間での締結としていただき、第7条の協力企業の文言を削除いただけないでしょうか。	原文のままとします。 なお、基本協定書(案)第6条において、設計企業、工事監理企業、施工企業、維持管理企業については、第1条第1項第6号から第9号記載の企業を指すものであり、協力企業を除外しているものではないことにご留意ください。

福岡市立西部地域小学校空調整備PFI事業 入札説明書等に関する質問及び意見に対する回答

No	資料名	頁	項目	内容	回答
7	基本協定書(案)	P3	第7条5項	「～各構成企業及び協力企業は、連帯して～」とありますが、代表企業、構成企業、協力企業間にて別途定めた責任の規定は効力を有するという理解で宜しいでしょうか。	市は、各構成企業及び各協力企業のいずれに対しても、総額に充つるまで全額を請求することができる旨定めています。代表企業、構成企業、協力企業等事業者間の負担割合について参加グループ内で決めることを制限するものではありません。なお、本回答の内容を基本協定書(案)第7条第12項に追加します。
8	基本協定書(案)	P3	第7条5項	貴市からの請求は、基本的にSPC(代表企業)になされるという理解で宜しいでしょうか。	入札説明書P20 VI事業実施に関する事項 2事業期間中の選定事業者と市との関わり に記載のとおり、市は原則として代表企業に対して連絡等を行うこととなります。なお、この場合でも、各構成企業及び各協力企業のいずれに対しても、総額に充つるまで全額を請求することができる旨定めています。
9	基本協定書(案)	P3	第7条5項	「～各構成企業及び各協力企業～」とありますが、本事業の主たる業務を受託する企業がその対象であり、例えばSPCの管理業務のみを行う企業等は連帯保証の対象ではないという理解で宜しいでしょうか。	主たる業務を受託する企業という制限は設けておりませんので、管理業務のみを行う企業であっても、構成企業及び協力企業であれば連帯責任を負います。
10	基本協定書(案)	P5	第7条7項	「～落札者の責めに帰すべき事由により～」とありますが、本基本協定書(案)に規定される事由以外で事業契約の締結に至らなかった場合(福岡市議会で否決された場合等)は、落札者の責めに帰すべき事由には該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	基本協定書(案)に規定される事由以外であっても、落札者の責めに帰すべき事由により契約締結に至らなかった場合には、落札者が責任を負担します。 なお、基本協定書(案)第11条第1項の規定に基づき、落札者の責めに帰すべき事由なくして、事業契約の締結に至らなかった場合には、それまでに要した費用は、市・落札者各自の負担となります。
11	事業契約書(案)	P14	第33条	事業者から完成検査報告後14日以内に完工確認をするとの記載がありますが、本案件の工事スケジュールは非常にタイトであると考えられるため、貴市が行う完工確認のご対応も、ご協力いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

福岡市立西部地域小学校空調整備PFI事業 入札説明書等に関する質問及び意見に対する回答

No	資料名	頁	項目	内容	回答
12	事業契約書(案)	P15、 P53	第35条2項、 別紙5-1- (3)	事業費の算出をするために必要な情報となりますので、国庫交付金相当額とはいくら位になるのかお示ください。 また、上述の理由から、10月中旬に予定されております「入札説明書等に関する質問及び意見への回答公表」前にお示し願います。	本事業では学校施設環境改善交付金の活用を予定していますが、交付金額については内示時期が到来していないこと、平成27年度予算の議決事項であることから、現時点で未確定であり明示できません。なお、同交付金の配分基礎額は「学校施設環境改善交付金交付要綱」に基づき算定します。
13	事業契約書(案)	P17	第39条1項、 第40条1項	「～但し、当該瑕疵が甲又は教職員、児童、保護者その他の小学校の使用者の責めに帰すべき事由により発生したものである場合には、この限りではない」とありますが、使用者の責めに帰すべき事由の場合、事業者の瑕疵ではないと考えます。 条文の修正をご検討願います。	ただし書きは、瑕疵が引渡し前に、甲又は教職員、児童、保護者その他の小学校の使用者の責めに帰すべき事由により発生した場合には、事業者が責任を負わない旨を定めたものです。よって事業契約書(案)第39条は原文のままとします。なお、用語統一のため事業契約書(案)第40条第1項ただし書きについて「当該き損又は不具合」を「当該瑕疵」に修正します。
14	事業契約書(案)	P23	第52条4項 (1)	「～甲の責めに帰すべき事由に基づく～」とありますが、甲とは「教職員、児童、保護者その他の小学校の使用者」も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	事業契約書(案)	P25	第59条	本条は事業契約締結後に新たに生じる業務に係る規定です。本条に関連する協議(第58条、第59条等)が成立しないことは、事業契約の債務不履行を構成しないとの理解で宜しいでしょうか。	本条で規定する業務は履行されることを前提として、その上で保持すべき業務水準、費用の支払い方法について双方誠実に協議することを求めるものです。
16	事業契約書(案)	P33	第71条7項、 8項	「～乙は、自ら及び構成企業又は協力企業をして、連帯せしめた上～」とありますが、乙、代表企業、構成企業、協力企業間にて別途定めた責任の規定は効力を有するという理解で宜しいでしょうか。	NO.7の回答をご参照ください。

福岡市立西部地域小学校空調整備PFI事業 入札説明書等に関する質問及び意見に対する回答

No	資料名	頁	項目	内容	回答
17	事業契約書(案)	P37	第75条7項	「～甲は、乙に対し、当該出来高に応じた設計・施工等のサービス対価を契約解除前の支払スケジュールどおりに支払う。」とありますが、支払スケジュールどおり支払われる場合、場合によっては、支払を受けるためにSPCを存続させる必要があります。 よって、SPCの管理費などの合理的な費用もお支払いいただけるという理解で宜しいでしょうか。	SPC管理費を含むサービス対価に対して、妥当と判断される出来高に応じた合理的な費用を支払う予定です。なお、サービス対価以外で、SPCの管理費を支払うものではありません。
18	事業契約書(案)	P65	別紙10 5－(6)－②	「減額ポイントは空調設備の室単位、1日単位で以下の～」とありますが、1日の計算は授業が実施される日を1日と計算する理解で宜しいでしょうか。	土曜、日曜、祝日を含め、空調利用に供されている日を1日とします。
19	様式集		様式2－7	様式集2－7にて施工監理技術者配置予定調書の提出が求められていますが、要求水準書Ⅲ－1－(3)において、『～以下に示す有資格者などを配置し、施工業務着手前に市に提出して承認を得る。』と記載してあります。様式2－7で提出した技術者(複数人)の中から、施工業務着手前に一人を選任するとの理解でよろしいでしょうか。	管理技術者は、施工計画に応じて適切な人数を配置してください。